

官報

号外 昭和三十年七月十五日

昭和三十年七月十五日
第三編 官報 第三十一日

○第二十二回衆議院會議録第四十二号

昭和三十年七月十五日(金曜日)

議事日程 第四十一号

昭和三十年七月十五日

午後一時開議

第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 中小企業安定法の一部を改正する法律案(小笠公昭君提出)

●本日の会議に付した案件

日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 輸出入取引法の一部を改正する法律案(小笠公昭君提出)

日程第三 中小企業安定法の一部を改正する法律案(小笠公昭君提出)

織物製品品質表示法案(内閣提出)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十年七月十五日 衆議院會議録第四十二号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案外一案

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)

午後三時三十分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

森林法の一部を改正する法律案(川俣清吾君外十名提出)

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日程第一とともに、川俣清吾君外十名提出、森林法の一部を改正する法律案を追加して、同案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を池められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

日程第一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事安藤君。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「四百五十六億七千万円」を「四百六十六億七千万円」に改め、「第三十二条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第十八条第一項第八号中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

6 第三項の規定による日本開発銀行の貸付金は、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府の産業投資特別会計から公庫に対して貸付されたものとする。

「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改め、同号利率の最高の欄中「年七分」を「年七分五厘」に改め、同号期間の欄中「一年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四十条の改正に伴い政府から出資すべき十億円の金額は、昭和三十年年度において出資するものとする。

3 改正後の農林漁業金融公庫法第三十二条第六項の規定により同条第三項の規定による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4 農林漁業金融公庫が農林漁業金融公庫法第三十二条第一項の規定により承継した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開発銀行は、政令で定める時期までに、政令で定める金額を農林漁業金融公庫に支払わなければならない。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

森林法の一部を改正する法律案

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第十号中「選挙」を「選挙又は選任」に改める。

第五十五条の見出し中「選挙」を「選挙又は選任」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員(準組合員を除く。以下この条において同じ)が總會(設立当時の役員は創立總會)において選挙する。但し、定款で定めるところにより、役員を總會外に

昭和三十年七月十五日 衆議院公報第四十二号

農林漁業金融公庫法の改正する法律案外一案

五三八

おいて選挙することができる。
第百五条第四項に次のただし書を加える。

但し、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。

第百五条第五項中「(準組合員を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第六項中「多数を得た者」の下に「(第四項但書の規定により投票を省略した場合は当該候補者)」を加え、同条第七項を第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 総会外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員は創立総会)において選任することができる。

第百六条の次に次の一条を加える。

(理事の職務)
第百六条の二 理事は、法令、法令に基いてする行政の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

8 理事がその職務を行つたときは、又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重

要な事項につき第百十六條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第百二十三條第一項中「百人」を「二百人」に、同条第三項ただし書中「二百人」を「三百人」に、「三十一人」を「七十五人」に、同条第四項中「六項」を「第七項」に、同条第五項ただし書中「役員若しくは」を「役員を選挙し若しくは選任し又は」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

第百三十八條第六項中「第九十條一」を「第九十條第三項を除く。」に改め、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

第百四十五條第二項を次のように改める。

2 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

第百五十九條第三項中「第百五條第一項から第六項まで(同条第二項中生産組合に関する部分を除く。)」を「(第百五條第一項から第六項まで及び第三項中生産組合に関する部分及び第三項但書を除く。及び第八項に)、並びに第百二十條を、第百二十條から第百二十二條まで並びに第百二十四條に、同条第四項中「第百三十八條第六項を」第百三十八條第七項に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する総代のうちその総代の定数が改正後の第百二十三條第三項の規定による定数に満たないものは、新たに同条同項の規定による総代会が成立するまでの間、従前の例により存続することができる。ただし、この法律施行の日から百八十日をこえて存続することができない。

〔報告書は会務録追録に掲載〕

〔安藤善吉登壇〕

○安藤善吉 ただいま議題と相なりました。内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、及び、川俣清吉君外十名提出、森林法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年に農林漁業金融公庫が設立されて以来、農林漁業の生産力の維持増進をはかるため、八百七十七億四角に上る長期かつ低利の資金が融通されておりますことは、御承知の通りであります。しかるに、本年度におきましては、資金全体として二百六十億円の貸付を計画いたしております。その資金源の内訳は、政府からの出資

十億円、資金運用部からの借入金百九十五億四角及び回収金五十五億四角が予定されております。このため、昭和三十年度一般会計から十億円の出資をすること及び公庫の業務の範囲を拡大すること等について現行法を改正しようとするのが本案の趣旨でありまして、そのおもな内容は、第一点は、公庫に對し政府から本年度に十億四角出資することにより、現在四百五十六億七百万円の公庫資本金を四百六十六億七百万円に改めること。第二点は、農林漁業者の共同利用施設以外の個人の施設に對しても資金の貸付を行ひ得ることとする。第三点は、日本開發銀行の農林漁業金融公庫に對する貸付金を返済し、これに相當する金額を産業投資特別会計から同公庫に出資があつたこととするため、すなわち借入金を出資金に振りかへるために必要な規定を加えること。以上でございます。

本案は、五月二十日に付託と相なり、七月八日吉川農林政務次官から提案理由の説明がありまして、同十四日質疑に入りまして、足鹿委員と政府との間に質疑応答が行われ、本年度は公庫資金の構成内容に從來と變つた措置がとられたわけであるが、今後公庫の貸出金利を引き上げる等の心配はないかと、の質疑があり、これに對し、政府より、今後極力原資の増強に努め、長期低利資金を確保したい旨の答弁がございました。

同日質疑を終了いたしました。討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決しました。

なお、その際本案に對し附帯決議が付されたのでありますが、その内容は次のこととさせていただきます。

農林漁業資金は本来長期低利資金たるべきものであるから、資金源の確保、金利の積極的引下げのため、政府は原資金の調達等に関し十分なる検討を加へべきである。

次に、森林法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

昭和二十六年に森林法が施行されました。国土の保全、森林資源の保護増進等とともに、森林組合の円滑なる運営をはかつて参つたのでありますが、この間の経験に徴し、また町村合併促進に伴ひまして、從來の比較的小規模な森林組合を合併してその適正規模化をはからうとする気運が生じて参つたのであります。しかるに、現行森林法による森林組合の管理規定をもつて組合に臨みますと、零細な森林所有者をもつて組織している組合の場合等については突如に沿わない面が出る等の支障があらわれますので、この際これらに必要な最小限度の改正を加えようとして、本案が提出いたされたのであります。

その改正内容について概要を申し上げますと、第一点は総代会の制度につ

昭和三十年七月十五日 衆議院會議第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

五四〇

一次の場合において、輸出取引の秩序の確立又は輸出貨物の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため必要な最少限度のものであること。

イ 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が前条第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結している場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貨物の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

ロ 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条第一項の規定による届出をして協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第二項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定め、若しくはその協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貨物の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合において、輸出業者が前条第一項の認可を受けてその協定に係る協定を締結

し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けてその事項に係る組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結することによつても輸出取引の秩序の確立又は輸出貨物の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

ハ 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条第一項の規定による届出をして協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第二項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定め、若しくはその協定を締結し、又は輸出組合がその組合員の遵守すべき事項を定めることが困難であると認められるとき。

二 第五条第二項各号に適合すること。

(協定の変更命令等)

第六条 通商産業大臣は、輸出業者が第五条第一項の規定による届出をして締結した協定が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、輸出業者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

2 通商産業大臣は、輸出業者が第五条第二項の認可を受けて締結した協定が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、輸出業者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

3 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、生産業者又は販売業者が前条第一項の認可を受けて締結した協定が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、生産業者又は販売業者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

(協定の廃止の届出)

第七条 輸出業者は、第五条第一項の規定による届出をして締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 輸出業者は、第五条第二項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 生産業者又は販売業者は、第五条第三項第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣に届け出なければならない。

「第三章の二 輸入業者の協定」を「第三章の二 輸入に關する協定」に改める。

第七条の二 第二項中「品質その他の取引条件若しくは数量」を「数量、品質に」、「価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の国内取引に關する事項」を「国内取引における価格、数量、品質その他の事項」に改める。

め、同条第二項中「第五条第二項及び第三項、第六条並びに前条を、第六条第二項及び前条第二項に」、「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 その内容が前項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 船積地の輸出業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸入業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前号のほか、輸入貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 第五条第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

第十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2 輸出組合は、前項に定めるもののほか、設定の日より前までに通商産業大臣に届け出て、定款で定めるところにより、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

3 第五条第二項、第六条第一項及び第七条第一項の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

組合員の遵守すべき事項に準用する。

4 輸出組合は、第一項及び第二項に定めるもののほか、同項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定めるとともに、通商産業大臣の認可を受けて、定款で定めるところにより、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について組合員の遵守すべき事項を定め、又は当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者とこれらの事項について組合員のためにする団体協約を締結することができる。

5 第五条の二第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に準用する。

第十四条第一項中「及び事業計画書」と並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面に改める。

第十九条第一項中「第一百五條」の下に「第一百五條の四」を、「第一百五條第二号、第二号の二の下に」、「第三号」を加え、「第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定、変更を」、「第十一條第二項又は第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定」に改める。

「第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更」を「第十一條第二項若しくは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定」に改める。

「第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更」を「第十一條第二項若しくは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定」に改める。

「第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更」を「第十一條第二項若しくは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定」に改める。

「第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更」を「第十一條第二項若しくは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定」に改める。

「第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更」を「第十一條第二項若しくは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定」に改める。

第十九条の三中「又は輸入組合」を削る。

第十九条の四第一項中「品質その他の取引条件若しくは数量」を「数量、品質」、「価格、品質その他の取引条件、取引数量その他国内取引に関する事項」と国内取引における価格、数量、品質その他の事項に改め、同条第三項中「第五項第二項及び第三項」を「第六項及び第七項」に改める。

第十九条の六中「十人」とあるのは「五人」とを削る。

第五章 輸出入組合

第二十條 輸出入組合は、法人とする。

(設立)

第二十一條 輸出入組合は、当該地域を仕向地として輸出する貨物の輸出取引と当該地域を船積地として輸入する貨物の輸入取引との関係の円滑な調整を行つてその輸出入取引及び輸入取引の秩序を確立するためには輸出入組合の設立が必要やむを得ないと認められる地域であつて、政令で定めるもの(以下「特定地域」といふ)を仕向地として輸出する貨物の輸出業者及び当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入業者でなければ、設立することができない。

第二十二條 輸出入組合は、政令で定める特定地域の区分ごとに、全国を通じて一個とする。

(事業)

第二十三條 輸出入組合は、次の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受け、定款で定めるところにより、特定地域を仕向地として輸出する貨物と特定地域を船積地として輸入する貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

一 特定地域の輸入取引及び輸出取引が実質的に制限されている場合において、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との間に不均衡を生じ、当該特定地域の輸出取引と当該特定地域の輸入取引との関係を調整しなれば、当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 特定地域との貿易に関する決済のための政府間の取極が実施されている場合において、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との間に不均衡を生じ、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出取引と当該特定地域の輸入取引との関係を調整しなれば、当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

三 前号のほか、当該特定地域との貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがあること。

四 第五項第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

五 組合員の遵守すべき事項が特定の種類の貨物に係るものであるときは、輸出についてはその輸出入組合の組合員の当該特定地域に対する当該貨物の輸出額が当該特定地域に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占め、輸入についてはその輸出入組合の組合員の当該特定地域からの当該貨物の輸入額が当該特定地域からの当該貨物の総輸入額に對し相當の比率を占めること。

地域を船積地として輸入する貨物の輸入取引との関係を調整しなれば、当該取極の円滑な実施が困難となり、当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る組合員の遵守すべき事項が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 その内容が前項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 当該特定地域の輸出業者、輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者又は輸入業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前号のほか、当該特定地域との貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 第五項第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

五 組合員の遵守すべき事項が特定の種類の貨物に係るものであるときは、輸出についてはその輸出入組合の組合員の当該特定地域に対する当該貨物の輸出額が当該特定地域に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占め、輸入についてはその輸出入組合の組合員の当該特定地域からの当該貨物の輸入額が当該特定地域からの当該貨物の総輸入額に對し相當の比率を占めること。

三 前号のほか、当該特定地域との貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 第五項第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

五 組合員の遵守すべき事項が特定の種類の貨物に係るものであるときは、輸出についてはその輸出入組合の組合員の当該特定地域に対する当該貨物の輸出額が当該特定地域に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占め、輸入についてはその輸出入組合の組合員の当該特定地域からの当該貨物の輸入額が当該特定地域からの当該貨物の総輸入額に對し相當の比率を占めること。

輸入額に對し相當の比率を占めていること。

3 第六條第二項及び第七條第二項の規定は、第一項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

(組合員の資格等)

第二十四條 輸出入組合の組合員たる資格を有する者は、第二十一條に規定する者であつて、定款で定めるものとする。

第二十五條 輸出入組合は、組合員の総数が定款で定める組合員たる資格を有する者の二分の一以上であり、その組合員の過去三年間における当該特定地域に対する輸出額及び当該特定地域からの輸入額がそれぞれ過去三年間における当該特定地域に対する総輸出額及び当該特定地域からの総輸入額の三分の二以上であるものでなければならぬ。

(登記)

第二十六條 輸出入組合を設立するには、その組合員となりとする三十人以上の輸出業者及び十人以上の輸入業者が登記人となることを要する。

(準用)

第二十七條 第九條、第十條、第十四條から第十六條まで、第十八條、第十九條及び第九條の四第二項の規定は、輸出入組合に準用する。この場合において、第十八條第一号中「第十四條第二項各号」とあるのは「第十四條第二項各号又は第二十五條」と、第十九條第一項中「輸出入組合登記簿」とあるのは「輸出入組合登記簿」と読み替へるものとする。

第二十八條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による届出をして協定を締結し、又は第十一條第二項の規定による届出をして定めた組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に対する当該貨物の輸出額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、次の各号の一に該当する場合に限り、通商産業省令で、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について輸出業者の遵守すべき事項を定めることができる。

は「輸出入組合登記簿」と読み替へるものとする。

第六條 雜則

(輸出に関する命令)

第二十八條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による届出をして協定を締結し、又は第十一條第二項の規定による届出をして定めた組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に対する当該貨物の輸出額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、次の各号の一に該当する場合に限り、通商産業省令で、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について輸出業者の遵守すべき事項を定めることができる。

一 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五條の第二項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一條第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しており、かつ、生産業者又は販売業者が当該貨物に關し第五條の第三項の認可を受けて協定を締結している場合において、これらの協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてして

は「輸出入組合登記簿」と読み替へるものとする。

第六條 雜則

(輸出に関する命令)

第二十八條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による届出をして協定を締結し、又は第十一條第二項の規定による届出をして定めた組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に対する当該貨物の輸出額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、次の各号の一に該当する場合に限り、通商産業省令で、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について輸出業者の遵守すべき事項を定めることができる。

一 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五條の第二項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一條第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しており、かつ、生産業者又は販売業者が当該貨物に關し第五條の第三項の認可を受けて協定を締結している場合において、これらの協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてして

昭和三十年七月十五日 衆議院會議第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

五四二

は輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

二 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しており、かつ、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合において、生産業者若しくは販売業者が当該貨物に關し第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結することが困難であり、又はその協定をもつてしても輸出取引の秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

三 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しており、かつ、生産業者又は販売業者が当該貨物に關し第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結している場合において、その協定

をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

四 当該仕向地に輸出する当該貨物に關し輸出業者が第五条の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は輸出組合が第十一条第四項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定め、若しくは団体協約を締結しており、かつ、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合において、生産業者若しくは販売業者が当該貨物に關し第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結することが困難であり、又はその協定をもつてしても輸出取引の秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められるとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格、品質、意匠又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、輸出業者は、当該仕向地に当該貨物を輸出しようとするときは、その輸出取引における価格、品質、意匠又は数量について通商産業大臣の承認を受けなければならない。

品質、意匠又は数量について通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項の規定に基く政令の規定により通商産業大臣の輸出の承認を受けるべき特定の種類の又は特定の地域を仕向地とする貨物については、この限りでない。

3 前二項の通商産業省令による制限は、第一項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものでなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令に違反した者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることが出来る。

5 通商産業大臣は、第二項の承認に關する事務の処理上特に必要があるとき、同項の通商産業省令で、同項の承認の申請に關する書類は、その指定する輸出組合を経て提出すべきものとする。

6 前項の規定による指定は、第十一条第二項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定めて輸出組合の組合員であつて当該仕向地に当該貨物を輸出するものの数が当該仕向地に当該貨物を輸出する輸出業者の総数の二分の一以上であり、かつ、その輸出組合から申出があつた場合に限り、行ふことができるものとする。

7 第五項の規定による指定を受けた輸出組合は、第二項の承認の申請に關する書類を受け取つたときは、遅滞なく、必要な調査をし、意見を付して、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

第二十九条 通商産業大臣は、第五項の二第一項の認可を受けて協定を締結し、又は第十一条第四項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に對する当該貨物の輸出額が当該仕向地に對する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては、その協定又は組合員の遵守すべき事項に係る事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなければ輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、当該仕向地に限り、通商産業省令で、当該輸地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通商産業省令に準用することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通商産業省令に準用することができる。

3 第二十八條第三項及び第四項の規定は、前二項の通商産業省令に準用する。

守すべき事項の適用を受けている輸入業者の当該輸地からの当該貨物の輸入額が当該輸地からの当該貨物の総輸入額に對し相當の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては、その協定又は組合員の遵守すべき事項に係る事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなければ輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、当該仕向地に限り、通商産業省令で、当該輸地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該輸地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、輸入業者は、当該輸地から当該貨物を輸入しようとするときは、その輸入取引における価格又は数量について通商産業大臣の承認を受けなければならないものとする。

3 第二十八條第三項及び第四項の規定は、前二項の通商産業省令に準用する。

昭和三十年七月十五日 衆議院會議録第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外一案

4 第二十八条第五項から第七項までの規定は、第二項の場合に準用する。

(輸出入の調整に関する命令)

第三十一条 通商産業大臣は、輸出入組合が第二十三条第一項の認可を受けて組合員の遵守すべき事項を定めている場合において、その組合員の遵守すべき事項をもつてしては、その組合員の遵守すべき事項に係る同項各号の一に掲げる事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなれば当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出取引及び当該特定地域を輸入地として輸入する貨物の輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、通商産業省令で、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物と当該特定地域を輸入地として輸入する貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について輸出業者及び輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 第二十八条第二項から第七項まで及び前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(秘密保持義務)

第三十二条 第二十八条第五項(第三十條第四項又は前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けた輸出入組合、輸入組合又は輸出入組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した

秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第三十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五條第一項の規定による届出をし、若しくは第五條の第二項、第五條の第三項若しくは第七條の第二項の認可を受けて締結した協定又は第十一條第二項の認可を受けて定められた組合員の遵守すべき事項若しくは第十一條第四項若しくは第十九條の四第一項の認可を受けて締結した団体協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。
二 次条第十一項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第八項若しくは第九項の規定による請求に応じ、通商産業大臣が第五條第二項若しくは第六條第一項(これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む。)以下この章において同じ)若しくは同条第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項)において準用する場合を含む。)、第十一條第五項又は第二十三條第三項におい

て準用する場合を含む。第三十五條を除き、以下この章において同じ。)の規定による処分をし、又は次条第十項の規定による請求に応じ、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣が第六條第三項の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第八項から第十項までの規定による請求が前項に規定する協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約の定(一部について行われたときは、同項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その協定又は組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第三十四条 通商産業大臣は、第五條の二第一項、第七條の二第一項、第十一條第四項、第十九條の四第一項又は第二十三條第一項の認可をし、又は公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第五條の三第一項の認可をし、又は公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

3 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第十一條第一項の規定による届出を受け、又は第五條第二項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員

会にその旨を通知しなければならない。

4 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第六條第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二十八條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む。)、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む。)、又は第三十一條第一項の認可を受けて定められた組合員の遵守すべき事項若しくは第十一條第四項若しくは第十九條の四第一項の認可を受けて締結した団体協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。

6 公正取引委員会は、前条第一項第一号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判手続を開始しようとするときは、次項の場合を除き、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

7 公正取引委員会は、生産業者又は販売業者が第五條の三第一項の認可を受けて締結した協定について、前条第一項第一号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判手続を開始しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣に協議しなければならない。

8 公正取引委員会は、輸出入業者が第五條第一項の規定による届出をした協定又は輸出入組合が第十一條第二項の規定による届出をした組合員の遵守すべき事項が第五條第

二項第四号から第六号までの各号に適合するものでないことを認めるときは、通商産業大臣に対し、同項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

9 公正取引委員会は、輸出入業者若しくは輸入業者が第五條第一項の規定による届出をし、若しくは第五條の二第一項若しくは第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出入組合、輸入組合若しくは輸出入組合が第十一條第二項の規定による届出をし、若しくは同条第四項、第十九條の四第一項若しくは第二十三條第一項の認可を受けて定められた組合員の遵守すべき事項若しくは第十一條第四項若しくは第十九條の四第一項の認可を受けて締結した団体協約が、第五條第二項第四号から第六号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條第一項又は第二項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

10 公正取引委員会は、生産業者又は販売業者が第五條の三第一項の認可を受けて締結した協定が第五條第二項第四号から第六号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣に対し、第六條第三項の規定による処分をすべき旨を請求すること

11 公正取引委員会は、前三項の規定による請求をしたときは、遅滞

昭和三十年七月十五日 衆議院會議録第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

なく、その旨を官報に公示しなければならぬ。

(貨物についての主務大臣との関係)

第三十五条 通商産業大臣は、第五
条の二第一項、第七条の二第一
項、第二十一条第四項、第七十四条第
一項(第十九条の六において準用
する場合を含む。以下同じ)、第
十九条第二項(第十九条の六にお
いて準用する場合を含む。以下同
じ)において準用する中小企業等
協同組合法第五十一条第二項若
しくは第六十三条第三項若しくは第
十九条の四第一項の認可をし、第
六条第二項(第七条の二第三項(第
十九条の四第三項において準用す
る場合を含む。又は第十九条第五
項において準用する場合を含む。若
しくは第十八条(第十九条の六
において準用する場合を含む。以
下同じ)の規定による処分をし、
又は第二十八条第一項若しくは第
二項、第二十九条第一項若しくは
第三十条第一項若しくは第二項の
通商産業省令の制定若しくは改定
をしようとするときは、当該処分
又は通商産業省令に係る貨物(第
十四条第一項若しくは第十九条第
一項において準用する中小企業等
協同組合法第五十一条第二項若
しくは第六十三条第三項の認可又
は第十八条の規定による処分の場合
にあつては、認可又は処分に係る
輸出入組合の所員たる輸出入業者又
は輸出入組合の組合員たる輸出入業者
の取扱に係る貨物)についての主
務大臣の同意を得なければならぬ。

2 通商産業大臣は、第五條第一項
又は第十一條第二項の規定による
届出を受理したときは、遅滞なく、
当該協定又は組合員の遵守す
べき事項に係る貨物についての主
務大臣にその旨を通知しなければ
ならぬ。

(税関長に対する権限委任)
第三十六条 通商産業大臣は、政令
で定めるところにより、この法律
に基く権限の一部を税関長に委任
することができる。

(輸出入取引審議会への諮問)

第三十七条 通商産業大臣は、第二
十九條の三若しくは第二十一條の
政令の制定若しくは改定の立案を
し、又は第二十八條第一項若しく
は第二項(第三十一條第二項にお
いて準用する場合を含む。第二
十九條第一項、第三十條第一項若
しくは第二項(第三十一條第二項
において準用する場合を含む。若
しくは第三十一條第一項の通商産
業省令の制定若しくは改定をしよ
うとするときは、輸出入取引審議
会に諮問しなければならぬ。

(聴聞)

第三十八條 通商産業大臣は、第四
條第二項、第六條第一項若しくは
第二項又は第十八條(第二十七條
において準用する場合を含む)の
規定による処分をしようとするこ
ときは、当該処分に係る者に對し、
相当な期間を置いて予告をした上、
公開による聴聞を行わなければ
ならぬ。

2 通商産業大臣及び当該貨物につ
いての主務大臣は、第六條第三項

の規定による処分をしようとする
ときは、当該処分に係る者に對し
し、相当な期間を置いて予告をし
た上、公開による聴聞を行わなけ
ればならぬ。

3 前二項の予告においては、期
日、場所及び事実の内容を示さな
ければならぬ。

(不服の申立)

第三十九條 この法律の規定による
通商産業大臣の処分に対して不服
のある者は、その旨を記載した書
面をもつて、通商産業大臣に不服
の申立をすることができ、
2 この法律の規定による通商産業
大臣及び当該貨物についての主務
大臣の処分に対して不服のある者
は、その旨を記載した書面をもつ
て、通商産業大臣及び当該貨物に
ついての主務大臣に不服の申立を
することができ、

3 通商産業大臣又は通商産業大臣
及び当該貨物についての主務大臣
は、前二項の不服の申立があつた
ときは、前条の例により公開の聴
聞をした後、文書をもつて決定を
し、その旨を不服の申立をした者
に送付しなければならぬ。

(報告)

第四十條 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、輸
入業者、輸入業者、輸出組合、輸
入組合、輸出入組合、輸出すべき貨

物の生産業者若しくは販売業者又
は輸入する貨物の需要者若しくは
販売業者から報告を徴することが
できる。

2 当該貨物についての主務大臣
は、この法律の施行に必要な限度
において、政令で定めるところに
より、第五條の三第一項の認可を
受けて協定を締結している生産業
者又は販売業者から報告を徴する
ことができる。

第七章 罰則

第四十一條 輸出入組合、輸入組合又
は輸出入組合の役員がいかなる名
義をもつてするかを問はず、その
輸出入組合、輸入組合若しくは輸
入組合の事業の範囲外において、
貸付をし、若しくは手形の割引を
し、又は投機取引のためにその輸
入組合、輸入組合若しくは輸出入
組合の財産を処分したときは、三
年以下の懲役若しくは二十万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科
する。ただし、刑法(明治四十年
法律第四十五号)に正条がある場
合は、同法による。

第四十二條 第四條第二項又は第二
十八條第四項(第二十九條第二項、
第三十條第三項又は第三十一條第
二項において準用する場合を含む)
の規定による命令に違反した者
は、三年以下の懲役又は三十万
円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は十
四以下の罰金に処する。
一 第五條第一項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をし

て同項に規定する協定を締結し
た者

二 第五條第二項又は第六條第一
項若しくは第二項(第七條の二
第三項において準用する場合を
含む)の規定による命令又は処
分に違反した者

三 第五條の三第一項又は第七條
の二第一項の規定に規定する協
定を締結した者

四 第三十二條の規定に違反し
て、その職務に關して知得した
秘密を漏らし、又は盗用した者
第四十四條 次の場合には、その行
為をした輸出入組合、輸入組合又は
輸出入組合の理事は、一年以下の
懲役又は十萬円以下の罰金に処す
る。

一 第十一條第二項の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出を
して、同項に規定する組合員の
遵守すべき事項を定めたとき

二 第十一條第四項、第十九條の
四第一項又は第二十三條第一項
の規定に規定する組合員の遵守す
べき事項を定め、又は団体協約
を締結したとき

三 第三十一條第三項において準用
する第五條第二項若しくは第六
條第一項又は第十一條第五項、第
十九條の四第三項において準用
する第七條の二第三項若しくは
第二十三條第三項において準用
する第六條第二項の規定による
命令又は処分違反したとき
第四十五條 次の各号の一に該当す
る者は、三萬円以下の罰金に処す
る。

第四十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二條、第四十三條第一号から第三号まで又は第四十五條の違反行為をしたとき

第五條第六号中「若ハ輸入組合を、輸入組合若ハ輸出組合」と改める。

6 法人税法（昭和二十二年法律二十八号）の一部を次のように正する。

に改正する。
 第四百五十三号の一を次の上
 第四条第十六号の五の次に次の
 一号を加える。
 十六の六 所掌事務に係る物資
 の生産業者又は販売業者の持

12 外国為替及び外国貿易管理法
一部を次のように改正する。
第四十八条第一項中「特定の

地に輸出すべき当該貨物の国内取引を、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に改め、同条第二項中「次の」を前条第二項に、「同項」を「前項」に改め、第二

昭和三十年七月十五日 衆議院會議第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

五四六

及び第二号を削り、同条に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、第二項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日から起算して二十日以内に当該申請に係る協定について認可又は不可認可の処分をしなければならない。

4 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において、当該申請に係る協定について第一項の認可があつたものとみなす。

第五條の第三項中「であつて政令で定めるもの」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の協定に準用する。

第六條第二項及び第三項中「同条」を「第五條」に改める。

第十一條第四項中「同項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定めるとともに、」を削り、「当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引を」特定仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に改め、同条第五項中「第五條の第二項」を「第五條の第二項から第四項まで」に改める。

第十九條第一項の改正に関する部分中「に改める。」を「五分の一」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第一号」と、を加える。」に改める。

第十九條の四の改正に関する部分中「に改め、」を「に改め、同条第二項中「所屬員(輸入組合を直接又は間

接」構成する者をいう。以下同じ。」を組合員に改め、」に改める。

第二十八條第一項中「次の各号の一に該当する場合に限り、」及び第一号から第四号までを削る。

第三十四條第一項及び第二項中「の同意を得なければならない。」を「に協議しなければならない。」に改める。

第三十七條中「第五條の第三項」を削る。

〔報告書は会議録に掲載〕

中小企業安定法の一部を改正する法律案

中小企業安定法の一部を改正する法律案

中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「製品の供給が著しく均衡を失つた場合において、適切な供給調整措置を講ずることができように」を「過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害され、又は阻害される虞がある場合に、適切な供給調整その他の取引の安定を確保するための措置を講ずることができように」に改める。

第二條第一項を次のように改める。

この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種のうち、左の各号に掲げる要件に適合するものにつき政令で指定するものとする。

一、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以

上が中小企業業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ)の過去二年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業業者によつて生産されていること。

二、過度の競争により当該業種に係る製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害され、又は阻害される虞があること。

第十五條のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の下に購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、第六号中「貸付並びに組合員のためにするその借入」を「貸付(あつ旋に代えてその資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。以下、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

第三号の次に次の一号を加える。

三、二、組合員が生産する指定業種に係る製品の品質又は品種に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む)。

第十六條第一項中「生産設備に関する制限の下に若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改める。

第二十六條のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の下に購入数量若しくは」を加え、同号

中「原材料の検査」を「検査」に、に関する事業の総合調整を」についての総合調整計画の設定及びその実施」に、第六号中「貸付並びに組合員たる調整組合及びその組合員のためにするその借入」を「貸付(あつ旋に代えてその資金の借入及びその借り入れた資金の組合員たる調整組合及びその組合員に対する貸付を含む。以下、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三、二、組合員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の品質又は品種に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む)について

の総合調整計画の設定及びその実施

第二十七條中「から第十四条まで」を「第十四条」に改める。

第二十九條のうち第一項中「適用を受けることとなつた場合において、」を「適用を受けることとなり、且つ、」に、申出があつたときは「を」申出があつた場合において、」に、当該業種に係る産業の存立及びその関連産業に及ぼす重大な影響を除去することができないと認めるときに限り、」を「当該業種に属する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずると認めるときは、」に、若しくは販売価格」を、販売価格、品質若しくは品種」に改め、同項中「原材料」の下に「購入数量」を加え、同項中「当該業種に係る製品の供給調整を阻害する事業」を「第一項第二号に規定する事業の克服を阻害する」に、当該

業種に係る製品の供給調整の目的を達成するを」第二條第一項第二号に規定する事業を克服する」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十九條の二の見出し中「許可等を制限に改める。

業種に係る製品の供給調整の目的を達成するを」第二條第一項第二号に規定する事業を克服する」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十條第三項中「若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を削る。

第三十條の二第二項中「第二十九條第三項但書」を削る。

第三十四條第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の規定に基いてした命令、処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

中小企業安定法の一部を改正する法律案に対する修正案

中小企業安定法の一部を改正する法律案に対する修正案

第十六条の改正規定を次のように改める。

第十六条第一項中「生産設備に關する制限の下に」若しくは原材料の購入数量に關する制限を加へ、同条第三項第一号中各号を「第二号」に改め、同条第三項の次に次の三項を加へる。

4 通商産業大臣及び当該指定業種に關する事業についての主務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日(第三十五条の二の規定により当該申請について都道府県知事を經由させる場合においては、都道府県知事から通商産業大臣及び当該指定業種に關する事業についての主務大臣に当該申請が到達した日)から起算して一月以内に、認可又は不認可の処分をしなければならぬ。

5 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において第一項の認可があつたものとみなす。

6 通商産業大臣及び当該指定業種に關する事業についての主務大臣が第一項の認可の申請に關し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣及び当該指定業種に關する事業についての主務大臣が受理するまでの期間は、これを第四項の期間に算入しない。

第二十六条及び第二十九条の改正規定中「品質」と「品質、意匠」に改める。

第二十七条の改正規定を削る。

第三十条の改正規定を次のように改める。

第三十条のうち第二項中「通商産業大臣は、」通商産業大臣及び当該指定業種に關する事業についての主務大臣は、第十六条第一項(第二十七條において準用する場合を含む)の認可又は「に改め、第三項中「第十六条第一項(第二十七條において準用する場合を含む)の認可又は」は及び「若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を削り、第四項の次に次の一項を加へる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十条の二の改正規定を次のように改める。

第三十条の二の改正規定の次に次のように加へる。

第三十二條に次のただし書を加へる。

但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき又は組合員若しくは會員に不正な取引方法を該當する行為をさせるようにするとき。

二 第三十条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、通商産業大臣及び当該指定業種に關する事業についての主務大臣が第十八条第一項又は第二項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む)の

規定による処分をした場合を除く)。

第三十二條に次の一項を加へる。

2 第三十条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整計画の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、その調整規程又は総合調整計画の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

第三十四條の改正規定の次に次のように加へる。

第三十五條の三中「通商産業局長又は」を削る。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加へる。

2 改正後の第十六条第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後になされる認可の申請について適用する。

附則に次の一項を加へる。

4 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

繊維製品品質表示法案

繊維製品品質表示法

(目的)
第一条 この法律は、繊維製品の品質の正しい表示の實施を圖ることによつて、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「繊維製品」とは、別表に掲げる繊維製品をいふ。

2 この法律で製造業者とは、繊維製品の製造又は加工の事業を行う者をいふ。「販売業者」とは、繊維製品の販売の事業を行う者をいふ。

(正しい表示の義務)

第三条 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、繊維製品の品質を示す文字であつて政令で定めるもの(以下「指定文字」といふ)を用いて指定文字とに政令で定める品質のものでない繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。

2 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、その表示にその者の氏名又は名称を附記しなければ、指定文字を用いて繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(表示の強制)

第四条 製造業者又は販売業者は、次の繊維製品のうち政令で定めるものについては、通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いてその品質を表示したものを(その品質のうち政令で定めるものについては、通商産業大臣がその通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いて表示したもの)でなければ、販売し、又は販売のために陳列してはならない。

一 生活必需品たる繊維製品であつて、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが若しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるもの。

二 前号の繊維製品の原料又は材料たる繊維製品であつて、需要者がその購入に際し品質を識別することが若しく困難であり、かつ、これを原料又は材料として製造し又は加工する同号の繊維製品の品質の正しい表示の實施を圖るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるもの。

2 前項の規定は、次の場合には、適用しない。

一 繊維製品を輸出するとき。

二 その繊維製品が故又はくすであるとき。

三 その繊維製品が通商産業省令で定める種類のものであつて、通商産業省令で定める品目以下のものであるとき。

四 前各号のほか、通商産業省令で定める場合。

昭和三十年七月十五日 衆議院會議第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

3 第一項の規定の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第五條 前条第一項の規定の適用については、通商産業大臣の認可を受けた者が同項の通商産業省令で定めるところにより同項の政令で定める品質についてした表示は、同項の規定により通商産業大臣がしたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可を申請した者が、前条第一項の政令で定める繊維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別する能力があり、かつ、前項に規定する表示が公正に行われりと認めるときは、その者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の認可をしなければならぬ。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次項の規定により認可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第一項の認可を受けた者は、前条第一項の政令で定める繊維製品

が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

(繊維製品品質表示審議会)

第六條 繊維製品の品質の表示に關する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、繊維製品品質表示審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員三十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七條 通商産業大臣は、第三條第一項若しくは第四條第一項の政令の制定若しくは改廢の立案をし、又は同項若しくは第五條第四項の通商産業省令の制定若しくは改廢をし、とするとときは、審議会に諮問しなければならない。

(手数料)

第八條 通商産業大臣に第四條第一項の規定による表示をすることを求めようとする者は、同項の政令で定める繊維製品の価格の千分の五をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第五條第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(報告及び立入検査)

第九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者若しくは販売業者若しくは製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、繊維製品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十條 この法律の規定による行政庁の処分若しくは不服のある者は、通商産業大臣に訴願をすることができ。

(権限の委任)

第十一條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に關する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は地方公共団体の長に行わせることができる。

(罰則)

第十二條 第三條第一項又は第四條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

第十三條 次の各号の一に該当する者は、五萬円以下の罰金に処する。

一 第三條第二項又は第五條第四項の規定に違反した者

二 第九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則規定)

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六條、第七條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

高田ガス保安審議会

高田ガス作業主任者国家試験その他高田ガスの保安に關する重要事項を調査審議すること。

繊維製品品質表示審議会

繊維製品の品質の表示に關する重要事項を調査審議すること。

別表

一 糸(その全部又は一部が絹花、落綿、縮反毛、羊毛その他の毛、毛反毛及び政令で定める化学繊維以外の繊維であるものを除く)

二 前号に掲げる糸を使用して製造した織物及びメリヤス生地であつて、政令で定めるもの

三 第一号に掲げる糸を使用して製造したメリヤス製品及び前号の政令で定める織物又はメリヤス生地を使用して製造し又は加工した繊維製品であつて、次に掲げるもの(政令で定めるものを除く)

イ 上衣

ロ スボン

ハ スカート

ニ ドレス及びホームドレス

ホ セーター、カーディガン及びジャケット

ヘ ワイシャツ、開襟シャツ、ボロシャツその他のシャツ

ト ブラウス

チ エブロン、かつばり着、事務服及び作業服

リ、オーバーコート、トップ
コート、スプリングコート、
レインコートその他のコート
ス、子供用オーバーオール及び
ロンパース

ル下着
ヲ寝衣
ワ靴下
カ足袋
ヨ手袋
タハンカチ

レ毛布
ソ敷布
ツタオル及び手ぬぐい

四、前各号に掲げるもののほか、
政令で定める繊維製品

繊維製品品質表示法案に対する修
正案
繊維製品品質表示法案に対する

修正
繊維製品品質表示法案の一部を次
のように修正する。

第五条第二項第一号中「罰金以上
の」を削る。

第十二条中「一年以下の懲役又は
十万円を二十万円に改める。

第十四条中「罰金刑を」刑に改め
る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔田中角雄君登壇〕

○田中角雄君 たいま議題となりま
した輸出入取引法の一部を改正する法
律案外二件につきまして、商工委員会
における審議の経過並びに結果を概略
御報告申し上げます。

まず、輸出入取引法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

最近のわが国輸出入貿易の現状は、輸
出商社等においてお互いに無用の競争
を行ない、いわゆる過度競争の結果、必要
以上の安値輸出を行つ傾向がますます
強くなり、一面において、わが国輸出
品の声価を失墜させると同時に、相手
方の関係業界に不測の損害を与えるこ
ともとなり、他面、わが国としては得
べかりし外貨の喪失という二重の国家
的損失をこうむつてゐるわけでありま
す。しかるに、最近、国際貿易の潮流
に顧み、わが国の輸出入貿易の現状が現
在のまま続くと限りにおいては、貿易の
今後の伸展にきわめて困難の度を加え
ることは必至でありまして、貿易を中
心とするわが国経済自立計画に重大な
支障を与えるものと深く憂慮せられ
るものであります。従ひまして、この際
わが国の貿易の健全な発展をはかるの
みでなく、国際貿易に大いに寄与する
ためにも、今日のごときいたずらな無
用の競争は極力避け、合理的なお互い
の自主的協調によつて輸出秩序の確立
をはかることは焦眉の急務であるので
あります。以上が本法律案の趣旨であ
ります。

次に、本案の要点を申し上げます。

第一に、不公正な輸出入取引をした輸
出業者に対し、その行為がわが国の輸
入業者の国際的信用を著しく害すると認
められるときは、通商産業大臣は直ち

に貨物の輸出を停止を命じ得ることと
いたしました。第二に、輸出業者の協
定に対する制限を大幅に緩和し、その
効果の迅速なる実現を期することとし
たのであります。第三に、輸出業者の
協定の締結が困難であり、その協定を
もつてしても、なおかつ輸出入取引の秩
序の確立が困難なる場合には、必要な
最小限度におきまして、生産業者また
は販賣業者が輸出すべき貨物の国内取
引に関する事項について協定を締結す
る道を譲りました。第四に、特定の地
域との輸出入の円滑な調整をはかるた
め、特に必要があるとして認められる地域
には、その地域との輸出入の調整を主
たる目的とする輸出入組合の設立を認
めることとしたのであります。第五
に、輸出入に関するアウトサイダー規
制命令につきましては、規制の範囲を
若干拡大することとしたのであります。

以上が本法案の骨子であります。
本法律案は、六月十五日当委員会に
付託せられ、翌十六日、政府委員より
提案の趣旨説明を聴取したのでありま
す。越えて六月二十二日質疑に入り、
二十九日、七月六日、七月十三日と熱
心な質疑応答が当委員と政府委員との
間に行われたのであります。なお、七
月八日には参考人を招致し、本案に対
し意見の開陳を求め、六月二十二日に
は貿易特別委員会との連合審査を行
なつたのであります。質疑の内容の詳

細は会議録を御参照願ふことといたし
ます。

十三日質疑を終了し、十四日、民主
党山手満男君、社会党を代表し帆足計
君より、それぞれ修正案が提案せられ
ました。よつて、修正案につき質疑に
入り、提案者と委員との質疑が行われ
たのであります。

修正案につき質疑終了後、討論に付
しましたところ、社会党片島港君よ
り、山手満男君の提出修正案に反対、
その修正部分を除く原案にも反対す
る。帆足計君提出修正案には賛意を表
するとの意見の開陳があり、民主党首
藤新八君より、社会党提出修正案に反
対、山手満男君提出修正案に賛成、並
びに修正部分を除く原案に賛成の意を
表されたのであります。

引き続き採決いたしましたところ、
社会党帆足計君提出修正案は否決せら
れ、民主党山手満男君提出修正案並び
に修正部分を除く原案は多数をもって
可決、よつて本法律案は修正可決いた
されました。

なお、本法律案の議決後、民主党小
笠公昭君より、本法律案の施行に當つ
ては、公正取引委員会の意見を尊重す
るとともに、独禁法の精神をそこなわ
ざるようにとの趣旨の附帯決議案が提
案されましたので、本決議案を議題と
して採決いたしましたところ、多数を
もつて本法律案の附帯決議と議決した
次第であります。

次に、中小企業安定法の一部を改正
する法律案について申し上げます。

中小企業安定法は昭和二十七年制定
せられ、その施行後の経験と、最近に
おける日本経済がいわゆる正常化の方
向に進むにつれて、中小企業といはば
慢性的不況の状態は放置することを許
さなくなつてきておりますのみなら
ず、過度の競争の結果、輸出産業の面
においても国家的に多大の損失を見て
いるような状態でありまして、この
法律の適用の要件につき、いわゆる不
況要件を緩和するほか、輸出入貿易の振
興のために適用し得るようになつて、
機宜に応じ、かつ弾力的に運用し得る
ようにしたのであります。

その主要な改正点は次の通りであり
ます。第一は、第一条の目的及び第二
条の業務指定の要件について、その法
律適用の範囲を従来の国内不況の場合
に加えて輸出入貿易の阻害せられる場合
を加え、さらにこれらの場合について適
用要件の緩和をはかつたのであります。

第二は、第二十九条のいわゆるアウト
サイダー規制命令につきまして発動要
件の緩和をはかりましたことと、第
二十九条二項に基き命令の期間に関
する規定は、第一項に基き命令と同
様の取扱ひによることといたしました。
第三は、調整組合及び同連合会の
事業範囲を拡張しまして、調整活動の
強化をはかつたのであります。

昭和三十年七月十五日 衆議院會議第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

以上が提案の趣旨並びに要点であります。

本法は、民主憲小笠公館君より提出せられ、六月二十一日当委員会に付託になり、六月二十八日、提出者小笠公館君より提案の趣旨説明を聴取したのであります。本法案は七月十一日質疑を終了いたしましたのであります。七月七日には、中小企業に關する小委員会において、本法案に關し参考人を招き、意見の聴取を行いました。内容については會議録に譲ります。

引き続き、七月十四日自由党南好雄君より修正案が提出せられ、その提案趣旨を聴取いたし、続いて討論に付し、社会党田中武夫君より賛成意見の開陳が行われました。

次に、採決に入りましたところ、南好雄君提出修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、よつて本法案は修正議決いたしました。

重が増加して參つておる実情でありますことと、また新しい合成纖維等が統々と生まれてきていることは、最近の世界の纖維事情の著しい特徴をなしておるのであります。わが国におきましても、特に天然纖維に恵まれぬ事情もあり、最近の世界的傾向と軌を一にして、化学纖維の増産は著しいものがあるものであります。このような実情のもとにおいて、纖維の種類が増加するにつれて、各種の纖維の混紡あるいは交織製品が生ずれば、纖維製品の種類は複雑となり、その識別がなほ困難になつてきております。その上、各種の纖維はおのの特色を持ち、そのすぐれた特質を生かすことは、纖維製品の消費者にとって最も大切なことであります。このために、消費者が容易に纖維製品の内容を知り得ることが必要であります。以上のように、纖維製品の識別が困難な実情にありますので、纖維製品の内容を適当な方法によつて表示することが消費者の利益を保護するゆゑんであります。

次に、本法案の骨子を申し上げます。第一に、重要な纖維製品について、その品質を示す名前と、その名前の示す纖維製品の内容を明らかにしておきます。第二に、纖維製品の製造業者、販売業者等が、きめられた名前を使用して纖維製品を表わす場合には、必ずきめられた内容のものでなければならぬことにし、正しくない表示をなすことを禁止しております。第三に、纖維製品の表示につきましても、業界の自主的な措置のみによつては表示が励行されず、あるいは正しくない表示が横行する等、表示の秩序が混亂して消費者に不測の損害を及ぼすといふような場合には、表示を強制し、あるいは表示者を限定する等の措置を講じたのであります。

以上が本法案の趣旨並びに要点であります。

本法案は、六月三十日当委員会に付託せられ、翌七月一日、政府委員より提案の理由を聴取いたしました。七月十一日質疑に入り、十二月、十三日、三日間にわたり質疑応答があり、十三日質疑を終了いたしました。内容の詳細は會議録に譲りますので、御参照願います。

越えて十五日、各党を代表し社会党加藤清二君より修正案が提出せられ、その趣旨説明を聴取し、討論を省略し、修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決され、よつて本法案は修正議決いたしました。

本法案は、自由党江崎眞澄君より附帯決議案が提案せられましたので、本法案を議題として採決いたしましたところ、全会一致をもって、本法案の附帯決議と議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森谷秀次君) 日程第二に對しては、水井勝次郎君外十二名から成規により修正案が提出されております。この際修正案の趣旨説明を許します。帆足計君。

輸出入取引法の一部を改正する法律案に対する修正案

輸出入取引法の一部を改正する法律案の一部分を次のように修正する。
(1) 目次中「第四十条」を「第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

(2) 第三十三条第一項中「次の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由」を「特定地域との貿易に關する決済のための政府間の取極が実施されている場合において、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との間に不均衡を生じ、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出取引と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入取引との関係を調整しなければ、当該取極の円滑な実施が困難となり、当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において当該事由」に改め、第一号及び第二号を削り、同

第三十三条第一項中「各号の一」を削る。

(3) 第三十一条第一項中「各号の一」を削る。

(4) 第四十七条中「第四十二条、第四十三条」を「第四十三条、第四十四条」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十八条とし、第四十六條を第四十七條とし、第四十五條中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条を第四十六條とする。

(5) 第三十八條を第三十九條とし、以下第四十四條まで順次一條ずつ繰り下げ、第三十七條の次に次の一條を加える。
(中小企業者の意見の尊重)
第三十八條 第二十八條第一項若しくは第二項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。第三十条第一項若しくは第二項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。又は第三十一条第一項の通商産業省令の制定又は改定をしようとするとき、又は第六條(第七條の二)第三項(第十九條の四)第三項において準用する場合を含む。第十一條第三項若しくは第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による処分をしようとするときは、通商産業大臣又は当該貨物についての主務大臣は、あらかじめ、当該制限又は処分に係る輸出業者、輸入業者、生産業者又は販売業者のうち中小規模のものに意見を

を要する。

述べる機会を与えなければなら
ない。

第五條の第二項、第五條の第三項、第七條の第二項、第十一條第四項、第十九條の第四項又は第二十三條第一項の四の認可を受けようとする者は、当該認可を受けようとする事項について少数意見があるときは、これを当該認可の申請書に附記しなければならぬ。第五條第一項又は第十一條の届出をしたときとするとする。同様とする。

〔帆足計君登壇〕

○帆船計君　私は、ここに、西派社会
党を代表いたしまして、輸出入取引法
一部改正案に対し修正案を提出し、各
位の御賛同を要望する次第でございます。
す。

申すまでもなく、今日わが国の現状におきまして、輸出においては過當なる乱売競争の弊を防止し、輸入においては過度の競争による原料輸入価格のせり上げの弊を防止すべき何らかの法的措置の必要でありますことは、周知のごとくでございます。しかしながら、このような輸出または輸入の統制は、現在の諸制度のもとにおきましては、一步限りましますならば、大資本の不當なる独占を招来し、あるいはまた寡頭獨賣統制の弊を生じ、さらには中小企業が存在が不当に脅かされることゝなる憂慮いたされる次第でございます。今

日、保守政党的経済政策は、周知のとく、一歩々々独占禁止法の制約を解いて、再び過去の財閥復興、過度の経済力の集中、弱肉強食、大資本制覇の傾向を帯びておりますこと、すこぶる顕著なる実例があるのでございます。

われらは、もとより、大工業そのものの、大企業そのものに反対するものではありませんが、大資本の無制限なるものは、跳梁はつこは、価格の不当なるつり上げによつて消費者大衆を圧迫するのみならず、中小企業の生存を不当に脅かす等のことに對しては、嚴重なる監視の必要を痛感するものでございます。

近時ますます加わり來たる大資本の圧力に對して、中小企業安定法の修正または百貨店法等の制定の必要が叫ばれておりますこと、並びに、現に今日このときにおきまして中小企業安定法條の正案が上程されておりますこと、の事實を示すものでございます。そして、

るがゆゑに、輸出入取引法改正案には、輸出、輸入、輸出入調整等の統一し、事項の決定に当りましては、官僚の私利と大資本偏重の弊害を除去し、中小業者の意見を十分に聴取し、その利益も考慮し、適切に所を得せしむべき旨の規定を第三十八条に挿入すべきことの必要を痛感し、これを提案いたします。

第二には、組合の機構並びに運営
関連することでございます。従来と
く同業組合の運営が一部大資本の利

に傾倒したしかなことは、中小企業
の部面に総合的普見地に立つ人材を得
がたきこと等の若干の理由もありまし
たけれども、何分にも、組合その他の同
業団体におきまして、幹部役員がやや
もすればボス化し、これが官僚の権力

と結びますときは、中小企業者は義務とし、後継をおそれて発習を遠慮し、そのようなことにおきましては、とうとう組合の民主的運営は望みがたいのでございます。(拍手)また、いかなる場合におきましても、集団生活におきまして少数意見を尊重するということは、きわめて肝要なことでありまして、

とにかくふまして、われわれは、第五案等におきまして、組合が統制事項について組合経由をもつて政府に申渡をいたしますときは、少数意見をもうせこれに添付し、政府がこれに対して深甚なる考慮を払うべきことを要請いたしますのであります。

第三に考慮いたすべきことは、今般輸出入調整法を直ちに中國貿易に適用することの可否についてである。す。周知のごとく、昨年すでに、日貿易の実績は、輸出入実額七千万ドルをこえるに至りました。工業塩、米大豆、マグネシアクリンカー、福州土、螢石、雄黄等々の原料の輸入は、でに相当量に達し、なかならず工業

の輸入は、本年度においては年間八万トンの輸入が予想せられ、わが国入工繁塩のすでに過半を占めるに至

たのでございます。また、見返り輸出
といたしましては、硫安、過燐酸石灰、
灰、人絹糸、医薬品、染料中間体等の
輸出も漸次増大の傾向を示して参つて
いるのでございます。それにもかかわ
らず、今日中国向け輸出の伸展が遲々

として進まざること、ややもすれば原料輸入に見合わぬゆえんのは、周知のごとく、ココム禁輸によるところの禁止的制限の結果でございます。

今日、新中國が日本からの輸入に期待するゆえんのは、すでに昔日の如く、ごとき虎標、仁丹、かめのこたわし、ごうもりがさ、中華どんぶり、フカの

ひれ、シイタケ、ナマコのだくいではないのでございます。もちろん、ここへようなものも全然不要ではないのでありますけれども、今日、中国におきまして、インドにおいてもそうでありすけれども、まず農村においては自給、少女はミシン、むしろ協同組合

においては工業用ミシンを必要とし、家庭においてはラジオ、写真機等の生活用品を要望し、さらに病院におきましては、昔日の仁丹、万金丹等の薬のかわりに、グルコファンアミド剤、ベニシリン、ストレプトマイシン等化学薬品を要求し、体温計、医療器等を要望しておるのであります。さらに、輸送機関充実のために、鉄道用

材、機関車、貨車、留号機、トラック
オート三輪、各種の汽船、漁船、
重機、運搬車等々、さらにはまた、

程モーター、電気機械、電線、電燈、
薄板、工作機械、産業機械等、総じて
かくのごとき各種の平和建設機材の輸
入を建設途上にある新中国は要望いた
しておることは周知のことでございます。

しかるに、遺憾にたえませんことは、先ほど申しましたように、これは、各種平和建設資材の大部分は、戦物の各種平和建設資材の大部分は、戦物資の名のもとに、アメリカ政府の利害に基き、その一方的指図に従ひ、中国市場に対しては全面的に貿易禁止の措置がとられておる現状でございます。さらに、コモン禁輸とはそ

も何であるかと申しますと、それは
約協定または国会において十分なる
議を経たものではなく、そうして、
民の納得の上に定められたること
でないでございませう。国会の審議
によらず、国民の納得によらず、日
本の生線であるところの貿易の問
題に對し

他国の利害を基準として重大なる一
 的制限が行われておりますことは、党
 をこえて、まことに遺憾にたえぬ次
 であると思つてでございます。(拍手)

そもそも、戦争直後の時代ならば
 ざ知らず、今日トラック、オート三輪
 漁船、運搬車などがどうして戦略物
 の名で呼び得るものがございますよ
 か。しいて戦略物資は何であるかと

うならば、ヨーロッパ諸国の経済維
等を見ましても、今日戦略物資とは
レーダー、ロケット砲、ジェット機

昭和三十年七月十五日 衆議院會議録第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

五五二

びに原水爆の一部の秘密、かように論じておるのでございます。しかも、その原子力の秘密が、今年八月の国際会議におきましては、世界諸国民に平和利用のために公開されようとしておるのが今日の潮流でございます。ただいま申し述べましたような建設物資の大部分は、今日すでにソ連、東欧諸国に對しては輸出が許されておるのでございませう。しかるがゆえに、西ヨーロッパの諸国におきましては、近距離の東独またはスイツル等の中立国を通じて、自由に、かつ、きわめて円滑に中国の市場に對して輸出するの便宜が開かれておるのでございます。敗戦直後の當時ならばいざ知らず、戦争終つてすでに十年、原子力とジェット機の時代に、戦車、バズーカ砲などもすでに過去の遺物となりつつあります。今日において、前述のような平和建設物資が戦略物資の名のもとにとめられておりますことのまことに遺憾であることは、すでに石橋通商産業大臣もしばしば委員会において言明されたところでございます。(拍手)

(拍手)このことは、日本政府の外務大臣よりも、アメリカ上下両院外交委員の方がよく知つておるかのやうでありまして、過日の新聞記者会議において両委員長がこのコムの制限の不合理に触れたことも、皆様の記憶に新しいところでございます。従いまして、貿易拡大のために、このやうな不当な制限下にあるところのコム禁輸の打破こそが、今日八方ふさがりの日本経済にとつて急務中の急務でありますことを、私も痛感いたす次第でございます。

今日、コムの嚴重なる制限下におきまして、中国への輸出貨物の範圍はきわめて乏しく、よりよいものもございません。かかるときに、コム制限打破への強力なる推進をなすこととなく、いたすに中国市場向きの輸出調整組合の創立を急ぎましたところではありますけれども、ほとんど得るところがないと思つてございませう。もし、それ、中国貿易の窓口は一つであるので、輸出または輸入等に若干の統制が必要であるということでありませうならば、そのためには、当面は、業界の自治によりまして設けられ、日中貿易の業者団体を活用し、あるいは商品別部会を設け、または現在すでに自治的に形成されております中国向け輸出入商品別グループの機構を活用し、輸出入取引法中の統制規定を適用すれば事足りるのではないかと思つてございませう。何ぞ花嫁の定まらざるうちに祝宴の席次について思いわずらうことなれと申したい次第でございます。(拍手)

もとより、日本は島國、海の國でございまして、北アジア、中国との貿易の推進のみをもつて能事終れりとするのことはできないことは言うまでもございませう。日本の置かれたる自然条件を客觀的に勘案いたしますならば、北アジア、すなわち中国、朝鮮、台湾等の貿易がまず四〇%、東南アジアが三〇%、アメリカ、欧州その他が三〇%で、四〇、三〇、三〇というものが自然の損理に基づく比率であると思つてございませう。しかして、对中国貿易打開のかきは、輸出入調整組合の設立を急いでかえつて縮小均衡の迷路に足を踏み入れますことではなく、アメリカ政府の不当なる圧迫によるコム禁輸を超黨派的な國民世論の圧力によつて断固粉砕することの急務であることを痛感いたすのでございませう。(拍手)

今日、貿易推進のかきの一つは、官僚統制の強化にあらずして、國民の自覺と努力とその世論の支援による國民外交の強力なる推進によらねばならず、同時に、互恵平等の見地から、常に國民的自尊心と見識を持つて事に当り、なかんずく北アジアの隣邦諸國に對して平和友好、相互理解を深めることが最も緊要な課題の一つであると思つてございませう。(拍手)ソ連の人口は二億一千万、アメリカの人口は一億四千万、しかるに、隣邦中国は六億、インドは三億でございます。かかるアジアの十億をこえる市場との互恵平等による平和的結合こそは、貿易に生きねばならぬ一億日本國民の進路であることを痛感いたすのでございませう。(拍手)

かくのごとき觀點に基づきまして、三個の修正案を提出いたしました。輸出入取引法改正案の全貌につきましては、後刻友党の松平議員より詳細なる御批判が陳列されることと存じますので、私は、以上三点を修正案として諸兄の前に提出し、各位の御賛同を得ますことを切望いたします次第でございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。内田常雄君。

(内田常雄君登壇)

○内田常雄君 私は、自由党を代表いたしまして、輸出入取引法の一部を改正する法律案に關して、社会党兩派の修正案に反對いたし、民自兩派議員の修正案を含む政府原案に賛成の意向を表明するものでございませう。(拍手)

御承知のように、輸出入取引法は昭和二十七年初めて制定せられたものでありますが、その後昭和二十八年に一回の修正を見ておるのでございます。しかしながら、現在の輸出入取引法は、御承知のように、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律、すなわちいわゆる独占禁止法との関連におきまして、いろいろの制約を受けておりまして、わが國貿易の伸張をはかりましたために十分の機能を發揮することができず、これが一そこの強化拡充は、今日まで日本國內業界の各方面から強く要望せられておるものでございませう。これを一つの表現をもつて申し上げますならば、今日の独占禁止法並びにこれによつて制約をせられますところの輸出入取引法は、輸出入貿易に關して日本國民の利益のために空を開いておると申しますよりも、むしろ外國の貿易商社のために利益の窓を開いておると申しましても過言でないやうな面があるものでありまして、どうして、わが國八千万人の人口が自立をいたしますならば、事態に應じてこれを改正する必要があるものでございませう。

今政府が提出せられました改正案は、これらの点に關しまして、不十分ではあります、従来の法律に比較して格段の改善を見ておるものでございまして、私も自由党としてもこれに賛意を表するものでございませうけれども、しかし、なおかつ政府の改正案におきましては、事態の変態に即して十分ならざる点が存するのでございませう。かような点につきまして、われわれ自由党並びに民主有志議員の者と相諮り、先づ委員長から御報告が

ありましたような修正案を提起いたしたものでございます。

これらの内容につきまして、私は詳細に申し述べることをいたしませんけれども、そのうち最も社会党調派の方が心配をせられました点は、先ほどもお話がありましたように、今回の政府の改正案並びに民自調党の修正案は、中小企業の見解を聞くことが十分

ではないじゃないかというお話でございますけれども、これはよく社会党の諸君がわれわれの修正案及び政府原案をお読みになれば十分明らかになるところでございます。たとえば輸出業者の輸出取引に関する協定を認めまする場合に、一定の適格条項が定められておるのでありまして、この適格条項といたしまして、第五條の第二項に六つの条文が用意をせられておるのであります。そのうち、ことに私が社会党の諸君の注意を喚起したいのは、その第四号に、この協定の内容が不当に差別的である場合、あるいは国内の

限保事業者または一般の消費者の利益を不当に害するおそれがあります場合には、通商産業大臣はこの協定締結の認可をしないという明文があるののでございまして、これらの点を十分に御勉強下されますならば、先ほどの社会党の諸君の御心配はないことと考えるのであります。さらにまた、この法律案の第三十三条は、この法律によつて認められた輸出組合等につきま

しては、独占禁止法等の適用を排除するのではありませんけれども、その協定の内容が公正な取引方法を含みます場合には、依然として公正取引委員会の活動機能を生かされるのであります。かような点におきまして、私は社会党の諸君の心配せられるような点はないことを確信いたしますのでございます。

これを要しますに、今回のわれわれの修正案は、政府の原案を、事態に即して一そう機動的な貿易活動ができますように、よりよい改善をいたしたものでありまして、このことは、参考人の意見等に徴しても、ひとり大企業のみならず、各般の業界、中小企業等を含めますところの生産業者、販売業者等も、かような改正並びに修正の線を希望せられておったのであります。かような趣旨から、私は、私どもの修正案に對しまして、社会党の諸君の御賛成をあらためてこいねがうものでございます。（拍手）

最後に申し述べたいことは、この修正案に対しましては、民主党の小笠原から附帯決議が提出をせられたのでありますが、この附帯決議の趣旨は、通商産業大臣は、本法案が修正せられた後に、あくまでも私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律の精神を尊重し、公正取引委員会の意向を尊重すべきことをうたつておるのであります。これに對しま

しても社会党の諸君が反対をせられて
おりますことは、まことに私の納
得の行かないところでございます。
(拍手)

思うに、今回の社会党の諸君の修正案の提出というのは、法律案の内容の修正と申しますよりも、近時新聞で伝えられますところの社会党両派の決定と申しますか、政府を攻撃し、保守党を攻撃せんとするその態度、さようなプロパガンダ、デモンストレーションの一つに供されたにすぎないものでありまして、いやしくも今日わが国が自立をいたし、貿易を復興いたしますに

めには、政党政派を超越して日本の行くべき道を考えなければならぬ際に当りまして、かようなプロバガンダやデモンストレーションによつて人々を迷わすことは、私のさらに遺憾とするところでございます。

以上、簡単でありますですが、私は、われわれの修正案を支持し、社会党の修正案に対する意向を表明し、

○議長（益谷秀次君） 松平忠久君。
〔松平忠久君登壇〕
○松平忠久君 ただいま議題となりま
した輸出入取引法の一部改正案に対し
まして、私は、両派社会党を代表し
て、政府原案並びに民自両党から提出
されておるところの修正案に対して反
対し、両派社会党の提出にかかる修正

に対して賛成の意見を表明しようと思ふのであります。(拍手)

・今回の国会におけるところの政府提出の各種の経済関係の法律案を見ます

と、その最大の特徴は、独占禁止法の存在を骨抜きにして、重要産業における私的独占を促進かつ強化せんとする意図が露骨に現われておる点であります。(拍手)これは、鳩山総理のいわゆる友愛精神にも反するのみならず、民主党が総選挙における公約において掲げたところの中小企業対策とか、あるいは社会保障政策の強化とは全く正反対な方向に向つておるのであります。

(拍手)すなわち、今回の、たとえば石炭鉱業合理化臨時措置法案にいたしても、また今回のこの輸出入取引法の一部改正案にいたしても、政府は、国民経済の発展のためという、この国民経済に名をかりておるのであります、ただいまの内田君の討論によりまして、その国民というのは、全体のものでなくして、実は一部の大資本国民ではなくして、

家なのでございます。(拍手) すなわち、大資本家に牽仕し、大資本家の擁護にのみ没頭しておるのであります。申す、大資本家の擁護に急であつて、中小企業の犠牲になることに全然目をおおつておるのであります。しかも、今回の民自両党のこの修正案のときは、それにさらに拍車をかけ輪をかけたところの改悪法案と言わなければなりません。

わが日本における貿易の進展をはかり、またその国際的な信用を向上するといふことの必要なことは、私どもも痛感をいたしておるのであります。

しかしながら、一部の大資本家のみに奉仕いたしましたして、中小企業の利益を犠牲にする、このやり方に対して、私どもは、この中小企業の立場を守り、この利益を擁護せんがために、最小限度の所要の改正を加えんとするものであります、以下、私は、この二、三の点について意見を申し述べたいと存するであります。

第一に、政府関係は殆ど禁止法の適用の緩和を従来よりも大幅にこれをしようとする点でありますけれども、実は、現在すでにたとえば鉄鋼業のごときにおきましては、大メーカーが全く独占をいたしまして、鉄鋼関係、輸出入業者、これらの一連の関連の業者とつながりまして、その背後に市中銀行があつて強力にこれをバックして、いわゆる集中融資を行なつて、私的独

占を一步步と促進し、中小企業の進出を阻害しておる現状なのであります。従つて、今回のこの改正によりまして、メーカーが輸出協定を行うということになりましたと、セメント、鉄鋼、肥料あるいは化肥、これらの大メーカーが生産品の過半数を占めておるいわゆる輸出商品は、たちまち大メーカー相互で輸出価格と数量とを決定いたしましたので、中小企業はこれに追

昭和三十年七月十五日

衆議院會議録第四十二号 輸出入取引法の一部を改正する法律案外二案

五五四

随せざるを得なくなるのであります。また、従来中小メーカーにほとんど出だられておったところの有望なる輸出品、たとえば光学機械であるとか、あるいは一部の水産加工品のようなものに対しては、大メーカーがさらに進出をせざるを得ず、中小メーカーを圧迫してしまふ、こういうことは火を見るよりも明らかなのであります。

第二に、政府の改正案は、輸出、輸入についてのアウトサイダー規制の範囲、それをさらに国内取引にまで拡大しようという点であります。これによつて自主統制の形で巨大資本中心の協定が結ばれ、それに反対する中小企業は、行政命令によつて、協定違反の際には苛酷な行政罰を受けるというところになっておるのであります。

以上の二点に關しまして、今回全国の中小企業者から期せられて上った声というものは、この改正によつて貿易の面における大企業独占のおそれがある、また、組合の運営がボス化される、独裁法が全く骨抜きになる、また、官僚統制がさらに強化される、日本の貿易全体としての発展が阻害されるということが指摘されておるのであります。その修正の音が、全国の中小企業者によつて、はうはいとして起つておるのであります。内田君は、先ほど、ここで、国民的な要望であると申しましたけれども、中小企業はほとんど大部分は、これに対して修正意見を持つておるのであります。従つて、これらの弱い中小企業者の最後の要望のためにも、通産大臣は、たとえば関連せる省令の制定または改廃、あるいは行政処分を當つて、中小規模のものに対し

て意見を述べる最小限度の機会を与へることは、これは当然と言われねばなりません。また、輸出入協定に關して少数意見があるかないか、これを知る必要があることも当然であります。で、両派社会党は、この点に關して必要な最小限度の修正案を提出して、これを法文化せんとしたのであります。これこそ弱い中小企業者の強い希望に合致するものであります。中小企業の保護育成をスローガンとしておられるの民主主義、選挙において公約したこの民主主義の諸君も、この最小限度の中小企業者の要望に対しては、頭から無視することはできないのではなからうかと思ふのであります。

他方、民自両党の修正案なるものは、独裁法を全く死文化するおそれがあるものであります。これは、商工委員の方々は、きのうの商工委員会、あの醜態を御存じでありました。すなわち、わが党の伊藤卯四郎委員より、公正取引委員会の横田委員長に対して、この点をたゞしたところがある、協定の認可に當つて、通産大臣がこの認可をする場合において公取の同意を求めなければならぬといふことを削除して、ただ単に協議すればよい、こういうふうに改めんとしておられる。この民自両党の修正には反対であるといふことを言明しておるのであります。(拍手)すなわち、政府、与

党間におけるとこの不一致が暴露いたしまして、委員会において空前の醜態を演じたことは、諸君も御承知の通りであるのであります。その後、政府、与党におきましては、鄭余の一策

として、附帯決議なるものを作つて当面を糊塗しておるのでありますけれども、この附帯決議なるものを読んでみましても、全く言ひわけであり、ごまかしであります。私は、かかる重要法案の修正が、このような一片の言ひわけでごまかされるということは、国会の権威のためにも深く悲しむものであります。

最後に、第三点として指摘したい点は、第二十三条に掲げられておるところの中共向けの輸出入組合の設置に關してであります。政府は、組合を設立すれば、現在の中共貿易のアンバランス、すなわちわが方の入超は是正されるが、とき錯誤に陥つておるのでありますけれども、現在のアンバランスは、先ほども同僚議員から説明がありましたが、中共の望んでおるところの品物は日本が禁止しておる、すなわち、コム・リストが存在しているためにかゝるアンバランスがあるといふことは、何人も否定するところではない事実であります。このコム・リストが緩和されない限りは、いかに組合を作つて強化しようが、中共貿易のアンバランスは全く是正されるものではなくて、むしろ、逆にますます縮小均衡となるのであります。しかも、現在の米、塩、大豆、あるいは硬安、人絹のごときは、いずれも大体独占的な形態に移行しておるのであります。その一方において、近くジュネーブで開催の予定の四大会議、四巨頭会議におきましては、コム・リスト緩和の前途があるものであります。従つて、新たな分野の開拓のためにも、あらためて、業者の自主的な、は

つらつたる行動によつて拡大均衡をは

かるべき時期が遠くはなく、また、われわれはこの方向に向つて、この実現に努力しなければならぬと思つておるのであります。

一部の論者は、中共側の窓口が一本化されておるから、わが日本の窓口も一本化する必要がある、そのために単一の輸出入組合を設置する必要があると習つておるのであります。これこそ一知半解の論者の見解であつて、政府は、中共貿易に關しては、ほとんどおくらで、つなばさじきにおるのであります。従つて、かかる一知半解の論者の見解に乘せられておるのであります。

中共におきましては、外国為替の統制は厳重にいたしております。これは事実でありますけれども、しかし、あの中国の膨大な地域、交通の不便、地域的な特殊性、これからいたしまして、中国の進出口会社が全面的にこれを統制しておるのはありません。私も統制してゐることはありますが、私ども閣下議員、各党の同僚議員も昨秋中共に行つて参つたのでありますが、この国会議員が、私どもが昨秋中共へ視察に参りました節におきまして、直接北京政府の對外貿易部の次長から聞いたところによりますと、進出口会社の運営に當りましては、中共各地の支店に広範なる自主的な権限を与えておるのであります。すなわち、ある物資が北京の進出口会社の本店で要らない、不要であつても、上海とか、広東もしくは天津の進出口会社の分行においてははその輸入が必要な場合があるものであります。北京の本店のコントロール、統制というものは、地方の分行には完全に行われておらず、言いか

えれば、地方の分店というものは、相当獨立したところの権限を与えられておるのであります。また、今日約二千人に及ぶところの民間の貿易業者がおりますけれども、北京政府の責任者の言明によりますと、この民間貿易業者はおのおのの特徴を生かして活動させる方針であると、これを明らかにされておるのであります。従つて、わが国

といったしましては、もつと各地における進出口会社の分店なりあるいは民間業者とさらに密接な関係をつけないければならぬのであります。かかる状態であるにもかかわらず、政府は全く一方的な判断に基いてこの法律案を出してきたのであります。政府は、全く相手国の実態を把握することなく、一知半解の知識によつて今回の措置に出んとするものであります。はなはだ輕率と言われねばなりません。(拍手)

よつて、両派社会党におきましては、日中貿易の現段階よりいたしまして、日中貿易の知識と経験を十分に活動させる時期である、中共向けの輸出入の組合の一体化というものは、今日の段階においては有害無益の消極政策であるとの結論でありまして、この案文を削除することは當然と考へておるのであります。相手国の実態を把握することなく、現在の段階における四巨頭会議の見きわめというものを把握することなく、かくのごとき措置に出たことに對して、私たちはきわめて遺憾とするのであります。従つて、私は、政府に対しては、相手国の実態をよく把握して、そのためにも日中貿易についてはもつと積極政策を打ち出さなければならぬ、そして、縮小均衡というより

政策は断固として排除せられんことを要望いたしまして、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

これより日程第二の採決に入ります。

まず、本案に対する永井勝次郎君外十二名提出の修正案につき採決いたします。永井勝次郎君外十二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立少数。よって修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長の報告の通り決しました。

次に、日程第三及び繰越製品品質表示法案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出

閣提出 国民金融公庫法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会議事加藤高蔵君。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百九十五億円」を「二百十五億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第一項の改正規定中「二百十五億円」を「二百億円」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

関税定率法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案

関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「課税価格を課税標準」に改める。

第三条を次のように改める。

(課税標準及び税率)

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

第四条第一項中「輸入貨物の課税価格」と価格を課税標準として関税を課する輸入貨物(以下「従価税品」という。)の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)に改める。

第六条中「価格を課税標準とする貨物を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。）」に改める。

は、第四条の規定に準じて算出した価格。以下次条において同じ。)に改める。

第七条中「価格」を「課税価格」に改める。

第九条第一項中「当該貨物の正当価格による関税を課する外、その正当価格と当該貨物の「従価税品」にあつては、その正当価格による関税、従量税品にあつては通常の関税を課するほか、当該貨物の正当価格と」に改める。

第十一条中「その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課税価格を当

該貨物の課税価格として算出した関税の額」を「次の各号に掲げる額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 従価税品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における課税価格(輸出の許可の際の性質及び形状により輸入される場合には従量税品となる

「二七三六 写真用フィルム(現像したものを含む)」

二 その他

一 レントゲン線用のもの

二 その他

「二七三六 写真用フィルム(現像したものを含む)」

二 その他

一 レントゲン線用のもの

二 その他

甲の二 その他

イ ニュース用のもの

ロ その他

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

「ロの二 フィルムの幅が三十三ミリメートルをこえるもの」

ものにあつては、第四条の規定に準じて算出した価格)をその課税価格として算出した関税の額

二 従量税品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における関税の額

別表中「税率は、すべて従価税率とする。」を削り、

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

三 割を

昭和三十年七月十五日 衆議院會議録第四十二号 博物館法の一部を改正する法律案

改める。
別表の次に同表の備考として次のように加ふる。

備考 別表申割合をもつて税率を掲げている品目は、価格を課税標準としてこれを適用するものとし、数量を基準とした税率を掲げている品目は、数量を課税標準としてこれを適用するものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項中「課税価格」を「課税標準」に改める。

「報告書は会議録追録に掲載」

「加藤高藏君登壇」

○加藤高藏君 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案外、法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民金融公庫法の「部」を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、国民金融公庫に対する資金需要が本年度においても相当の額に達することが予想されますので、昭和三十年度におきまして一般会計から二十億円を公庫に対して出資することとし、これに伴って公庫法第五条の資本金百九十五億円を二百十五億円に改めようとするものであります。

日、内務省委員外二十五名より修正案が提出いたしました。修正案の内容は、先般の昭和三十年度予算の修正により、一般会計から出資を予定していた二十億円を五億圓に減額いたしましたので、従って、新資本金を二百億圓としたものとすることがあります。大蔵委員会においては、慎重に審議を重ねました後、本日各派共同提案による附帯決議が提出いたしました。すなわち、政府は、同公庫の資金供給の事情にかんがみ、次年度において十分なる政府出資を行うよう遺憾なきを期せられたい。

以上であります。

次いで、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、本法律案は多数をもって修正議決いたしました。

なお、各派共同提案の附帯決議につきましては、全会一致をもって可決いたしました。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、今回のガット、すなわち関税及び貿易に関する一般協定加入のための関税交渉の結果等を考慮して、映画用フィルム等の税率を従量税率に改めるとともに、これに伴う規定の整備を行うため、関税定率法の一部を改正しようとするものであります。

以下、その改正の内容について簡単に申し上げます。わが国の関税率は、昭和二十六年の改正により、すべて従量税率によることとされていのであります。従量税率が、映画用フィルムにつきましては、その取引形態の特殊性のため適

正な課税価格の算定がきわめて困難であるため、従来から従量税率の採用につきまして検討を進めておりましたところ、今般、ガットの関税交渉におきまして、映画用フィルムの一部について従量税率による協定が行われましたので、これを機会に、露出済みの映画用フィルムの税率を従量税率に改めるとともに、このような従量税率の採用に伴いまして所要の規定を整備しようというのであります。なお、この改正は、ガットの譲許税率の適用と同時に施行しようとするものであります。

本法律案は、去る七月五日政府委員より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を打ち切り、討論を省略、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって本法律案は原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、国民金融公庫法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。

本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(金谷秀次君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り決しました。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認められます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

博物館法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)
○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、博物館法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認められます。よって日程は追加せられました。

博物館法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長佐藤龍次郎君。

博物館法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十年六月十日
衆議院議長 河井 彌八
参議院議長 益谷秀次君

博物館法の一部を改正する法律案
博物館法(昭和二十六法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二章(附則)を附則(第二十九条)に改める。
第二条第二項中「日本赤十字社」を削り、「又は宗教法人」を「宗教法人又は政令で定めるその他の法人」に改め、同条第二項中「日本赤十字社」を削り、「又は宗教法人」を「宗教法人又は政令で定めるその他の法人」に改める。

教法人又は前項の政令で定める法人」に改める。
第四条第五項を削り、同条第六項及び第七項をそれぞれ同条第五項及び第六項とする。

第五条及び第六条を次のように改める。
(学芸員の資格)
第五条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。
一 学士の称号を有する者で、大学において文部省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの。

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を修得し、六年以上学芸員補の職に就いた者で、三年以上学芸員補の職にあったもの。

三 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者。

前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)
第六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。
第十条中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは」を「博物館を設置しようとするときは」に改める。

とする者は当該博物館についてに改める。

第十一條第一項第一号中「日本赤十字社、民法第三十四條の法人又は宗教法人にあつてはそれを」とを「私立博物館にあつては設置者の」とに改め、同条第二項第一号及び第二号中「館長の氏名及び学芸員の種別」とを「館長及び学芸員の」とに改める。

第十三條第一項中「又はを」とについて変更があつたとき、又は「に」「変更」を「重要な変更」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

第二十九條 博物館の事業に類する

事業を行つた施設で、文部大臣が、文部省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したもののについては、第七條及び第九條の規定を準用する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項中「第五條第二項」を「第六條」に改め、同項を附則第二項とし、附則第六項から第九項までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の博物館法(以下「旧法」といふ)第五條第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法(以下「新法」といふ)第五條の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。

3 旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第五條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。

4 新法第五條第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐藤次郎君登壇〕

○佐藤次郎君 ただいま上程になりました博物館法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

本法律案は内閣の提出でありまして、その提出理由は、博物館法が去る昭和二十六年十二月に制定されたのを契機として、博物館の建設と内容の整備は著しく促進され、特に専門職員である学芸員の資格を定めたことによつて、従来欠けていた博物館の教育活動が充実されるとともに、博物館資料の活用によつて国民の実生活向上に大きな役割を果たしてきたのでありますが、現行法の一部改正によつて、さらに学芸員の充実に期し、各種博物館の振興をはかることと、わが国の社会教育活動を助長したいというのであります。

次に、本法律案の要点について簡単に申し上げますと、第一は、従来学

芸員の資格取得の方法として講習の道が開かれておりましたが、博物館の事情に依り、博物館職員は学芸員資格取得の便宜をはかり、学芸員の充実に一層促進するために、講習制度を廃して文部大臣の認定制度に改定しようとしております。

第二は、学芸員の職名を細分化することが地方博物館の総合的な性格から実情に適しない点が多いために、従来的人文科学学芸員及び自然科学学芸員の別を廃止するよう規定しようとしております。

第三は、現行法には博物館の設置主体の一として日本赤十字社があげられておりましたが、日本赤十字社以外の特殊法人も博物館の設置主体となるべき場合を予想して、政令で定める法人を博物館の設置主体として認めるよう規定しようとしております。

また、博物館の登録事項の変更届出の規定を簡易にして、博物館当事者の便宜をはかることを規定しようとしております。

第四は、「文部大臣の指定する博物館に相当する施設」に関する現行法附則の規定を本則に規定して、法による博物館同様に助長しようとしております。

なお、附則には経過規定を設けて、法の改正による博物館行政に支障がないようにしようとしております。

本法律案は、去る六月十日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、永山忠則君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、博物館利用者の状況、特に修学旅行の児童、生徒及び学生成果について、二、博物館の入館料徴収について、三、博物館の施設、設備に対する補助の現況等について、

細部にわたり検討が加えられたのでありますが、特に学芸員の資格取得を認定制度に改めることによつてその質の低下を来たす心配はないか、その資質向上の対策について、また、博物館の設置主体として認めるという政令で定める法人とは何を予想しているかといふ質疑について、政府から、人手不足等の理由により受講できなかった者が、参考書等がすでに完備普及しており、かつ受講できなかった者の大部分は、すでに講習を終つた学芸員とともに実務に携わつてその指導を受けている現状であるから、認定制度による資格取得のために質の低下を招くおそれはない、また、政令で定める法人については、現行法にあげられている日本赤十字社以外に、専ら公社、日本国有鉄道、日本放送協会等が予想せられるのを、政令で個々にそれらの法人を指定していきたいとの答弁がありました。その詳細については速記録によつて御承知願いたいと存じます。

次いで、七月十五日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)

予算補正 總則

第1條 余額産物資金繰通特別会計の昭和三十年度収入支出予算を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添附する収入支出予算算書に掲げる。

第2條 余額産物資金繰通特別会計において、昭和三十年度に一時借入金でない、または国庫金等の繰越使用をすることができず金額の限度額を5,000,000,000円とする。

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際暫時休憩いたします。

午後四時二十六分休憩

午後五時七分開議

○議長(金谷秀次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)を議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長(三浦一雄君)。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)

予算補正 總則

第1條 余額産物資金繰通特別会計の昭和三十年度収入支出予算を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添附する収入支出予算算書に掲げる。

第2條 余額産物資金繰通特別会計において、昭和三十年度に一時借入金でない、または国庫金等の繰越使用をすることができず金額の限度額を5,000,000,000円とする。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)

予算補正 總則

第1條 余額産物資金繰通特別会計の昭和三十年度収入支出予算を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添附する収入支出予算算書に掲げる。

第2條 余額産物資金繰通特別会計において、昭和三十年度に一時借入金でない、または国庫金等の繰越使用をすることができず金額の限度額を5,000,000,000円とする。

昭和三十年七月十五日 衆議院會議第四十二号 昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)

五五八

【別冊】
甲号 歳入歳出予算補正
大 蔵 省 審 計 院 審 査 部

歳入		金 額
(第) 借入金収入	21,420,000,000	円
(第) 借入金収入	21,420,000,000	
(第) 運用収入	183,000,000	
(第) 運用利殖金収入	21,603,000,000	
計	21,420,000,000	
出 金	21,400,000,000	
貸 付	1,476,000	
事 務 費	201,524,000	
出 金 計	21,603,000,000	

【報告書は会議録に掲載】

【三浦一雄君登壇】

○三浦一雄君 たいだいま議題となりまして昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正予算案は、七月二日予算委員会に付託せられ、七月十四日政府より提案理由の説明を聞き、次いで質疑に入り、本日まで四日にわたり審議せられました。

本補正予算の要旨は、去る六月二十四日国会の承認を受けた農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づき、米、米穀、米穀産物の購入に伴い、米、米穀からの借り入れ資金を財源として、電源開発、農地開発その他わが国の経済発展に資する

かくて、本日質疑を終了し、討論採決に入り、政府原案通り多数をもって可決されました。

以上をもって報告いたします。

(拍手)

○議長(金谷秀武) これより討論に入ります。中村時雄君。

【中村時雄君登壇】

○中村時雄君 私は、日本社会党同派を代表いたしまして、昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)に對しまして反対の意思を表明し、その理由について若干の説明を加えんとするものであります。(拍手)

本補正予算案は、昨秋吉田前総理大臣が唯一の渡米みやげとして持ち歸り、その後、細目取りきめに関しまして、約半年の間わが方が譲歩を重ねたあげく、去る五月の二十七日ワシントンにおいて阪閣印され、同三十一日重光外務大臣とアリソン大使との間で署名された後、重光外相の各党回りの結果、やつと先月二十四日国会の承認を受けた農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に伴い、これに基づいて借り入れますところの外貨資金を財源といたしまして、国内の経済開発のための資金の貸付に關する経理を区分して計上するため、余剰農産物資金融通特別会計を設置する必要に伴って提出されたものであります。

私は、昨年四月十五日、本壇上において、MSA協定の締結に伴い、経済援助資金特別会計を新設するための特別会計予算補正に對して反対討論を行いましたことを思い起すのであります。吉田前内閣の連立に引き続き、ま

た鳩山内閣の失政に對し、再びこれを弾劾せざるを得ない局面にありまことを、国民とともに深く悲しむものであります。(拍手)

本予算補正の前題と相なっており、す、いわゆる日米米穀農産物協定そのものが、経済上に百害あって一利なきのみならず、政治的にも、アメリカ世界戦略の一環としてのMSA体制に日本を引込み、再軍備、憲法改正、平和破壊への道を邁進する反動的な鳩山内閣の隠された野望につながるゆえんについては、今日まで数々の反対論が展開されてきたのであります。

その後における客観情勢の推移というものは、ますますわれわれの所論の妥当性を裏付けておることを指摘せざるを得ないのであります。すなわち、まず鳩山内閣は、本協定において、その自主性を完全に喪失し、遺憾なくその奴隷的根性を暴露したのであります。

すなわち、本協定の唯一の利点は、ドル貨を使用せず、円貨で必要な農産物が買えるということでありました。しかるに、アメリカ側よりドル条項の突きつけられ、これが大蔵事務当局の反対にあつて、これを回避せんとして数カ月の苦勞を重ね、ドル貨貸付に方針を変更しようとした際、今度は世界銀行からの異議の申し立てに、ついに円貨貸付、ドル貨借付、ドル貨返済、また場合によつて円貨返済といふ、まことに奇妙な苦肉策を編み出したのであります。しかし、いかにこまかそういたしましても、本借款の手續上より見て、これが事実上ドル条項付であることは一点の疑問の余地

のないものであらうと私は思ふのであります。(拍手)唯一の口実である円貨借款の利点は全く毀滅されておるのであります。十数億ドルの外貨を常になわれは持つておると豪語してある政府が、これほどまでにして、わずか一億ドルを借りる必要が、一体どこにあるであらうか。

しかし、本借款一億ドルは、御承知のごとく、円貨貸付分八千五百万ドルと、グラント分一千五百万ドルと相なっており、貸付分の七〇%、すなわち五千九百五十万ドル、円貨換算二百十四億二千万円がわが方の借款となり、三〇%すなわち二千五百五十万ドル、円貨九十一億八千万円が米側の使用に充てられるわけであります。

借款の使途は、アメリカ側から電源開発百八十二億五千万円、農地開発三十億円、生産性本部一億五千万円という嚴重なものがつけられ、使用に關するわが方の自主性は全く認められないのであります。しかも、アメリカ側の使用分は、在日米軍の軍費等に充てられるほか、わが国内におけるアメリカ農産物の売り込みの費用等に投せられるのであります。余った農産物を用いて、さらに何倍かの農産物を買わせようという、徹底した商人根性に立つておることは、私たちは全くあせんとするを得ないのであります。(拍手)

次に、政府は、今回の協定が昨年のMSA小売協定と異なることは、軍事目的にかながらず、純粋に経済目的にかながらぬものであることを宣明しているのであります。一國が他國を従属化する方法は種々さまざまで、一

律

でないことは、過去における帝国主義諸国家の対外政策を検討すれば、きわめて明白なものであると思ふのであります。

さらに、本協定をめぐる国会の論戦を通じて、政府内部における方針の統一あるいは思想的混乱は、まことに醜態のきわみであつたと申さなければなりません。各新聞は大小さまざまな事例をあげて報道いたしておつたのであります。参議院予算委員会におきまして、松村文部大臣は、矢嶋三義君の質問に答へ、余剰農産物の受け入れは本年限りと心得ると言明されておるのであります。元來この協定は日本側から申し入れたものであることは、重光外務大臣の外務委員会における答へよりしても明らかでありますから、來年から断わりと断わるまいと勝手にあるはずであります。しかるに、本日の新聞は、河野農林大臣は來月十日前後に第二次受け入れのために渡米することを伝へております。現に、大臣は、きのう農林省幹部を集めて、計画の作成を命じておるのであります。農林大臣が、国内食糧増産に挺身することなくして、またも物にしがに、わずかに一億ドルの農産物のために渡米せられるということは、まさに私は不可解な行動であると思ふのであります。(拍手) 然つておつても兎り込みに來る余剰農産物を、いかなる理由によつて、多額の経費を使つて、はるばる出かけてまで買ひ付けねばならぬのか、その真意が那边にあるのか、私は理解に苦しむのであります。しかも、まことに奇々怪々たることは、買付業務の当面の責任者たる通商省内部

より、棉花、米を中心に、有力な買入れ中止論が台頭しておるという事実であります。

第四点としたしましては、本協定の条件がわが国にとつて著しく不利であることは、いささか商取引の心得ある人にとつては直ちに気づくところでありました。金利につきまして、かつて引き下げの交渉をやり、にべもなく断わられたことは、高橋國務大臣の説明にあるのであります。棉花について、その受け入れがわが国棉花界の不振を激化せしめることにも、莫大な損失をもたらすことは、天下公知のことでありました。すなわち、余剰棉花を正常輸入のワケ外で買ひ付けることにより、過剰生産に拍車をかけ、合成纖維の増産をはばみ、品質粗悪の米綿のため日本品の市価を失墜せしめるのみならず、エジプト綿等と比較してはるかに高価であり、一俵を輸入することにより二十ドルの損失を生じ、十七万五千俵の受け入れにより実に十二億六千万円の損失を与えるのであります。また、米におきましては、東南アジアとの貿易関係を冷却せしめ、十万吨の受け入れがビルマへの輸出をすでに減じつつあることは、すでに歴然たるものがあるものであります。また、大麥の価格は割高であり、小麥が、カナダのマニトバ産小麥と異なり、パン用に不向きな軟質小麥であることは、すでに世間の常識とせざるを得ないのであります。このように、本協定締結の条件が非常に不利でありますことは、いかように介解されようと、専門家の間ではもとより通用しないのであります。高橋、石橋兩大臣の責任はまことに重大であると思ふべきであります。

大であると思ふべきであります。以上私が語る申し述べました。いかなる問題よりも、より悪い条件、悪い影響をもたらすのは、国内農産物の増産を阻害し、農家経営を圧迫し、かつ国民経済の自立体制を崩壊せしめる危険をはらんでゐるということでありました。アメリカよりの農産物輸入がわが国輸入総量の四〇%を占める事実は、国民すべてが深く反省すべきところでありました。しかるに、鳩山内閣成立以來、国内食糧の自給方針は漸次退潮に向つておることは、三十年代予算案の審議に當り痛烈に批判されたところでありましたが、本日公式発表予定の経済白書においても、国内農業の保護、食糧自給について一言半句も触れられておらないという事実は、現内閣の経済政策の特色を遺憾なく露呈したものと目するを得ないのであります。(拍手)

二十九年度下半期より農村経済が急激に悪化に向つておるということは、諸統計の明白に示すところでありました。通常輸入のワケ外であることを約束する余剰農産物の買付が国内農業にとって非常なマイナスでありますことは、高橋國務大臣自身がはっきり告白されております。しかも、国内農業の犠牲によつて買ひ付けられた農産物による借款が、その大部分農業分野に投資されるという、二重の意味にわが国内農業にとって大きなマイナスであるといふ言わねばならぬと思ふのであります。また、わが三十三億円の農地開発に投下することにより表面を糊塗せられ

ようとしておるのであります。その三十億円の配分をめぐつて政府、与党内部に熾い争ひが生じたことは、今日知らない者はないのであります。二百四十億円の全部をあげて農業開発に立ち向かうことであるならば、農業における一時の犠牲を忍んで将来の発展に備えるという理屈も立つてありましよう。が、現在のような方法で、このように日本の農民がアメリカの農業恐慌を救済する義務とその実力が今日果してあるかどうかを考へていただきたいのであります。

しかも、本協定の見返り、円資金に依存して、愛知用水及び上北、篠津、根細の機械開墾を行うために、内閣は法律案を提案されております。が、今後五年間に五百億円の投資を必要とするこの計画は、本協定の五十年存続を予定するものごとくであり、本協定が中途挫折しましたら、他の地方における土地改良、あるいは開墾、干拓、これらの大部分が停止のうき目を見ざるを得ないものであります。このような無謀なる計画を誘導したた本協定は、今後における食糧政策に救うべからざる不安と混乱を生ずる危険を包有するものと私は断定しなければならぬのであります。以上申し述べました諸種の理由により、私は、日米余剰農産物協定に伴う国内財政増進たる昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)に對して断固反対することを明らかにして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○平野三郎君 私は、ただいま議題となりまし昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)につきまして、自由党を代表し、希望意見を付して賛成の意を表するものであります。本特別会計は、まさに政府が国会に承認を求めた余剰農産物受け入れに關する日米協定に基くものでありまして、當時わが党としては十分に意見を述べたところであります。本日はごく簡単にとどめたいと存じます。アメリカにおいては大量の余剰農産物が生じておりますが、わが国としては、戦後において、土地の縮小に加ふるに人口の増加のため著しい食糧不足を生じてゐる關係上、本協定を締結することにより、一面、わが国の基本的問題たる食糧問題を解決することにも、他面、本会計によつて生ずる資金をもつて電源開発並びに農地開発事業の推進をはかんとするものであります。そして、サンフランシスコ平和条約を中軸とするわが国外交の根本方針に合致することにも、国民の要望にこたへる適切な施策であると思ひました。ことに、余剰農産物の受け入れに當つては通常輸入計画の範囲内において行ふことであるから、国内の農産物価格には特に影響を及ぼさるものではないのであります。本協定は、自由党内閣時代において企図せられた、幾多の外交交渉を経て結果に至つたものであります。今回、鳩山内閣が、わが党政策の衣鉢を継いで、本協定を締結し、それに伴う特別会計補正予算案を提出したことは、わが意を得たることとして賛意を惜しまざるものであります。ただ、

